

連帯保証人になられる方及び担保提供を行われる
方への機構貸付金に対する責務説明書及び承諾書

1 連帯保証人の責務等について

連帯保証人になられる方は、借主の方が機構から借り入れた借入金、借入金から生じる利息および損害金ならびにその他借入金から生じる一切の債務（以下「お借入金等」といいます。）について、借主の方から約定どおりにご返済いただけない場合は、借主の方に代わりご返済いただくことになります。

借主の方に代わってお借入金等をご返済するよう請求を受けた場合は、借主の方の事業の経営状況や生活状況等にかかわらず、お借入金等をご返済いただく責任を負います。

なお、借主の方に代わってお借入金等をご返済するよう請求を受けた際に、借主の方から先に回収するよう求めることはできません。

また、複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、借主の方に代わってお借入金等をご返済するよう請求を受けた際には、他の連帯保証人の方の事業の経営状況や生活状況等にかかわらず、請求を受けた金額の全額をご返済いただく責任を負います。（連帯保証人の人数等で分割した金額ではありません。）

なお、このお借入金等の保証にかかる責務について「経営者保証に関するガイドライン」に基づき整理の申し出をいただいた場合は、実際の請求時における連帯保証人の資産状況に応じて機構で判断することとし、当該整理に誠実に対応するように努めます。

2 担保提供者の責務について

お借入金等について、借主の方から約定どおりにご返済いただけない場合は、担保として提供していただいた不動産（土地・建物）について、裁判所を通じて公の売却の手続き等を行い、売却で得た資金をお借入金等のご返済に充当致します。そのため、担保提供を行われる方は、当該不動産に対する所有権を失う可能性がございます。

上記説明に記載されている連帯保証人及び担保提供者の責務について確認し、承諾しました。

年 月 日

連帯保証人（又は担保提供者）

住所（〒 - ）

氏名

（又は名称及び代表者）

実印

（注）該当者 1 名につき 1 枚の自署（法人の場合は記名）・捺印をお願いします。